

稲沢市子ども・子育て会議 委員募集

ID1009461

対市内在住・在勤・在学の18歳以上の方

定3人

内令和6年8月まで、会議（年2回程度開催）に出席し、「稲沢市子ども・子育て支援事業計画」および市の子育て施策に関する審議など

報酬 市の規定による

申6月24日(金)（必着）までに、作文に住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入の上、持参、郵送（〒492-8269 住所不要）、FAX（32-8911）、Eメール（kosodate-kaigi@city.inazawa.aichi.jp）で子育て支援課（☎32-1299）へ

作文のテーマ 市の子育て施策への意見・提案及び応募動機（400～800字）

催し物

荻須記念美術館の催し

ID1000016

一般展示室のご案内

※初日は午後から、最終日は午後4時まで

森心会展

時6月14日(火)～19日(日)

内油彩画、水彩画、日本画など

稲彩会水彩画展

時6月21日(火)～26日(日)

内水彩画

TSUSHIMA写真倶楽部展

時6月28日(火)～7月3日(日)

内写真

※展示室を貸し出しています

休館日 6月6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)

●常設展示室のご案内

荻須高徳の美術学校時代から晩年までの作品（油彩・水彩画、素描など）を展示しています。

問荻須記念美術館 ☎23-3300

稲沢市まち・ひと・しごと 創生戦略会議 委員募集

ID1004793

人口減少社会に正面から向き合い、将来にわたって魅力あるまちづくりを推進していくための行政施策について審議します。

対市内在住の20歳～39歳の方

定4人

内令和7年10月まで、会議（年1回程度開催）に出席し、市の行政施策に関する審議など

報酬 市の規定による

申6月1日(水)～24日(金)（必着）に、作文に住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入の上、持参、郵送（〒492-8269 住所不要）、FAX（23-1489）、Eメール（kikaku@city.inazawa.aichi.jp）で企画政策課（☎32-1139）へ

作文のテーマ 応募動機や本市の人口減少対策に対する考え（400～800字）

自衛官等募集

募集種目 ①航空学生（航空・海上）②一般曹候補生③防衛大学校学生（一般）④防衛医科大学校学生（医学科・看護学科）⑤自衛官候補生

対①高校を卒業（見込含む）した18歳以上23歳未満の方（航空は21歳未満）②⑤18歳以上33歳未満の方③④高校を卒業（見込含む）した18歳以上21歳未満の方

申込期限 ①9月8日(木)②9月5日(日)③10月26日(水)④医学科…10月12日(水)、看護学科…10月5日(水)⑤随時

申7月1日(金)から、自衛隊愛知地方協力本部一宮地域事務所（☎0586-73-7522）へ

募集

会計年度任用職員の募集

ID1006129 申込書ダウンロード可

●介護認定調査員

勤務期間 令和5年3月31日まで（1日7時間45分、週5日勤務）

報酬 月額213,272円

勤務場所 高齢介護課

定1人

資格 介護支援専門員または保健・医療・福祉に関する資格、普通自動車運転免許

問高齢介護課 ☎32-1292

●放課後児童支援員および放課後児童支援補助員

勤務期間 小学校の夏休み期間（1日5時間45分、週5日勤務）

報酬 時給987円～1,186円

勤務場所 市内の放課後児童クラブ

定放課後児童支援員…30人

放課後児童支援補助員…若干名

問子育て支援課 ☎32-1299

申申込書に必要事項

を記入の上、顔写真（縦4cm×横3cm）を貼り付けて、人事課へ



任期付職員 採用候補者の募集

定1人

職種 徴収指導員

任期 8月1日～令和7年7月31日

申6月10日(金)～16日(木)に人事課（☎32-1134）へ

他受験資格、応募書類、試験日など、詳しくは ID1005005 または人事課にある「任期付職員採用候補者選考実施要項」で確認してください

稲沢市税条例・都市計画税条例の一部改正

地方税法などの改正に伴い、条例の一部を改正しました。主な内容をお知らせします。

問課税課 ☎32-1193

ID1009386

1 個人住民税

●住宅ローン控除の見直し・延長 ※令和5年度分から適用

所得税の住宅ローン控除の見直し・延長に伴い、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税額から控除しきれない額を個人住民税の所得割額から控除する措置について見直し・延長を行います。

令和4年1月1日～令和7年12月31日に入居した場合を適用対象とし、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の5%（最大97,500円）とします。

所得税の住宅ローン控除の主な改正点

- ・適用期限を延長し、令和7年12月31日までの入居者を対象とします
- ・控除率を0.7%、控除期間を13年（新築住宅などの場合）とします
- ・借入限度額を住宅の省エネ性能等に応じて上乗せします

2 固定資産税・都市計画税

●土地の負担調整措置に係る令和4年度限りの特別な措置

商業地等について、令和4年度に限り、負担調整措置による課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（通常5%）とします。



3 固定資産税

●新築住宅に対する減額措置の適用期限の延長

減額措置の適用期限を延長し、令和6年3月31日までに新築された住宅について固定資産税額の1/2を減額します。

住宅の種別	減額期間	減額割合	対象床面積
一般住宅	最初の3年度分	1/2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
中高層耐火建築物	最初の5年度分		
長期優良住宅	最初の5年度分		
中高層耐火建築物	最初の7年度分		

●わがまち特例の見直し・適用期限の延長

※わがまち特例…地方税法に定める範囲内で、市が特例割合を独自に条例で定めることができる仕組みです

主な改正点

次の設備などに係る課税標準の特例の適用期限を延長し、令和6年3月31日までに取得した設備などを対象とするほか、適用対象などについて見直しを行います。

①汚水廃液処理施設

適用対象を暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定します ※特例割合は1/2で改正はありません

②下水道除害施設

適用対象を令和4年4月1日以後に供用開始された公共下水道の排水区域内で供用開始前から事業を行う者が区域内で設置する除害施設に限定し、特例割合を4/5とします